

既存の風水害対策計画（高齢者施設等）への
追記による避難確保計画の作成について
【作成例】

令和3年10月

鹿沼市総合政策部危機管理課

避難確保計画と非常災害対策計画について

1 避難確保計画とは

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行に伴い、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）が、平成29年6月19日付けで改正されました。

これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。

2 非常災害対策計画（風水害対策計画）とは

平成28年8月に岩泉町の高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害が発生したことを受け、平成28年9月9日付けで厚生労働省から以下の通知が発出されました。この通知では、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、各施設に対し通知に沿った計画を速やかに策定し、避難訓練を実施するよう求めています。

- ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（老総発0909第1号外厚生労働省老健局総務課長外連名通知）
- ・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（社援保発0909第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

なお、上記の社会福祉施設等は条例等で既に非常災害対策計画（風水害対策計画）の作成義務がありましたが、上記の通知により、非常災害対策計画（風水害対策計画）は、火災だけではなく、水害、土砂災害及び地震等にも対処することができるものとするよう改めて通知があったものです。

3 避難確保計画と非常災害対策計画（風水害対策計画）の違いについて

計画に盛り込む項目が二つの計画で異なっています。しかし、洪水浸水想定区域等に立地する社会福祉施設等においては、それぞれの計画を作成することが求められております。

避難確保計画を作成するには、①新たな避難確保計画を作成する、②条例等で既に非常災害対策計画（風水害対策計画）を策定している社会福祉施設等では、既存の非常災害対策計画（風水害対策計画）又は消防計画などに避難確保計画の項目を追加することにより作成する2つの方法があります。

そこで、今般、②の「二つの計画の項目を網羅できるよう非常災害対策計画（風水害対策計画）の項目に避難確保計画の必要項目を盛り込んだひな型」を作成しましたので、ご活用ください。

高齢者施設における風水害対策計画【作成例】vol.2(H29.1 栃木県高齢対策課)をベースに、国土交通省から示された既存の計画への追記による避難確保計画の作成項目を中心に記載しています。
各施設の状況や地域の実情を踏まえ、避難確保計画として必要な項目を追加し策定してください。

〇〇〇〇（施設名）風水害対策計画

令和〇〇年〇〇月

社会福祉法人〇〇〇会（株式会社〇〇〇）

〇〇〇（施設名）

目 次

第1	計画策定の目的
第2	施設の立地条件（環境）
1	地形的特徴
2	風水害関係指定
第3	対策の基本的な考え方
1	推進する対策
2	風水害推進委員会
第4	平常時の対策
1	建物内点検の実施
2	防災設備等の設置と点検の実施
3	避難場所
4	避難経路
5	避難方法
6	避難方法の周知
7	風水害対策委員会
8	災害時の人員体制
9	災害時の指揮系統
10	災害時の緊急連絡網の整備
11	緊急時連絡先一覧の作成
12	利用者家族等へ連絡する体制の整備
13	関係機関（自治体、関係団体等）との連携体制
14	地域との交流を通じた連携
15	風水害に係る研修の実施
16	風水害対応訓練の実施
第5	被災のおそれがある場合の対応
1	情報の収集・伝達
2	災害に関する情報の入手方法
3	施設周辺の点検
4	職員の招集・参集
5	土のうや止水板の設置
6	避難準備の決定
7	避難の決定
8	避難を開始する時期、判断基準
9	避難の実施
第6	避難中の対応
第7	被災後の対応
1	後片付けや点検
2	他施設への利用者受入要請

※追記箇所は破線で囲っています(以後同じ)。

「〇〇〇〇（施設名）」風水害対策計画

第1 計画策定の目的

この計画は、本施設における風水害対策について必要な事項を定め、被害の予防と軽減を図り、利用者や職員の安全を確保するために作成しました。

なお、この計画は、風水害対策委員会での検討や避難訓練の実施結果などを踏まえ、随時見直します。

ここでは、施設における計画策定の目的を記載します。
各施設においては、自らの運営方針と整合のとれた目的を記載してください。

第2 施設の立地条件（環境）

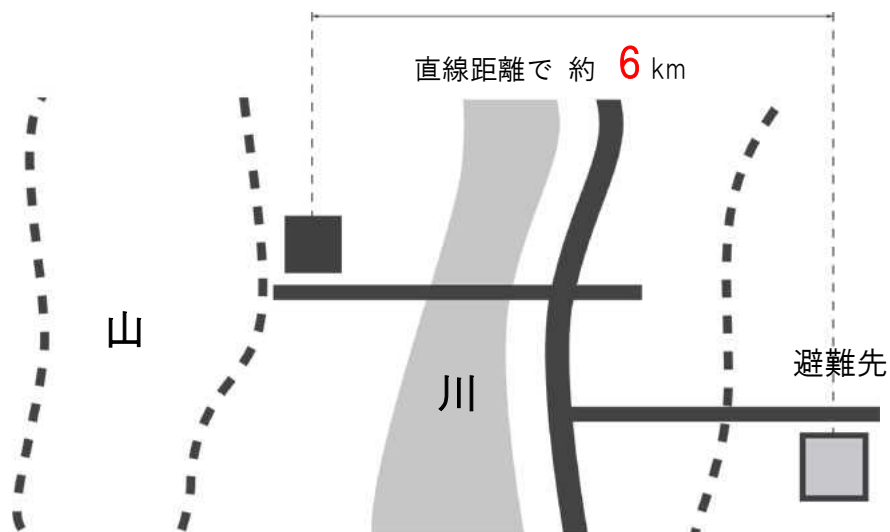
1 地形的特徴

本施設は、〇〇市の北部、〇〇山系の山麓に位置し、東側約〇〇mには〇〇川が流れ、西側〇〇mには〇〇川の河岸段丘（高さ約〇〇m）が存在します。

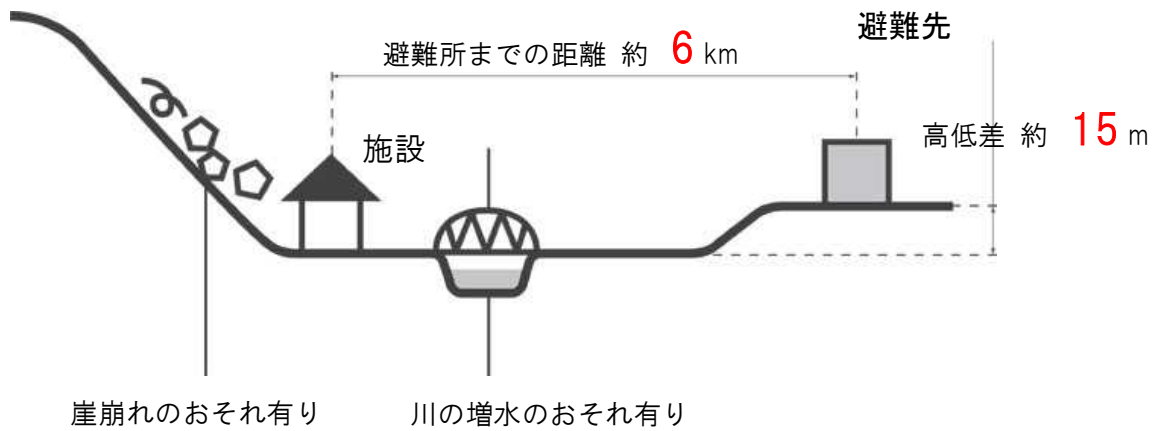
〇〇川には〇年に一度の豪雨を想定して堤防が整備されています。

山を背にしている施設では、崖崩れや土石流等の発生につながる地形的特徴を記載します。
河川の氾濫（外水氾濫と内水氾濫）で被災するおそれのある施設については、氾濫の発生につながる地形的特徴や氾濫で被災し易い地形的要因を記載し、職員が施設の抱える地形的課題を正しく理解できるようにします。

① 施設近隣の平面図（例）



② 施設近隣の断面図（例）



項目	数 値	備 考
川までの距離	約〇〇m	堤防が整備されているが、越流・内水に注意
平常時の川の水位	約〇m	〇mで〇〇橋通行止め、〇mで氾濫危険水位
避難所までの距離	約〇km	移動時間：車で（徒歩で）〇分
避難所までの高低差	約〇m	高低差が大きい
がけ崩れ予想箇所	〇か所	裏山
避難路の注意箇所	〇か所	〇〇は傾斜強、〇〇交差点は冠水のおそれ

施設と河川や斜面との距離、施設が河岸段丘の上に位置するか下に位置するのか、あるいは堤防の整備状況などによって施設が抱える地形的課題は異なります。

ここでは、施設の立地場所の特徴を把握・記載し、施設がどのような危険性を有しているかについて分かり易く記載します。

施設周辺の地形をイメージ化した平面図や断面図を作成すると、施設が抱える地形的特徴に基づく危険性がより分かり易くなります。

なお、施設が、造成された土地に立地する場合、昔の地形を確認し、発生する災害を想定することも重要です。（昔、傾斜地であった場所に盛土をしている場合の土砂流出、湖沼であった場合の水位上昇など）

2 風水害関係指定

本施設は、洪水浸水想定区域（浸水高〇m～〇m）内に位置しています。（別添の〇〇市（町）ハザードマップ参照）

計画には、施設が水害上のどのような区域に位置しているか、その区域がどのような危険性を有する区域であるかを記載します。

また、市（町）作成のハザードマップを備え付けることを記載し、実際に備え付けます。

なお、土砂災害に関する区域指定も洪水に関する区域指定もなく、ハザードマップにも記載がない、かつ台地の平野部に位置する場合などは、この部分を記載しないこともあります。

※水害は、土砂災害と洪水に大別されます。

土砂災害に関しては、次の区域指定があります。

- ・ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等（崖崩れ、土石流、地すべり）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- ・ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等（崖崩れ、土石流、地すべり）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- ・ その他

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、雪崩危険箇所

洪水に関しては、次の区域指定があります。

- ・ 洪水浸水想定区域（浸水時の水深で幾つかに区分されます。）

洪水浸水想定区域とは、国土交通省や都道府県が、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定したものです。浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間が公表されています。

第3 対策の基本的な考え方

1 推進する対策

(1) 土砂災害対策（土砂災害による被災が想定される場合に記載）

例1（施設が、土石流などの想定される区域に立地する場合）

本施設は、〇〇川に近接し、豪雨時には同河川に発生した土石流に巻き込まれるおそれがあります。

そのため、「早い時期からの情報収集に努め、豪雨等で土砂災害のおそれがある場合、速やかに利用者を施設外の避難場所に避難させる。」ことを基本として土砂災害対策を推進します。

例2（施設が、崖崩れなどの影響を受ける区域に立地する場合）

本施設は、隣接した北側に崖（急傾斜地）があり、施設の北側3分の1（〇〇棟、〇〇ユニット、食堂など）が土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）に含まれています。

豪雨等で土砂災害のおそれがある場合、当該部分には土砂が流れ込むおそれがありますが、施設内南側は相対的に安全であるため、「早い時期からの情報収集に努め、豪雨等で土砂災害のおそれがある場合には、入所者を、速やかに南側の〇〇棟（〇〇ユニット、食堂、あるいは2階など）に避難させる。」ことを基本に土砂災害対策を推進します。

(2) 浸水災害対策（浸水災害による被災が想定される場合に記載）

例1（河川の氾濫による浸水を想定して対策を推進する場合）

本施設は、大雨時、〇〇川の水位が上昇して氾濫すると浸水します。

また、〇〇川の水位が上昇すると、同河川が氾濫しなくても、当該河川にそそいでいる本施設の近隣の〇〇用水路の水位が上昇し、溢れ、本施設が浸水するおそれがあります。

そのため、施設外の避難場所へ早めに避難することを基本としますが、河川の急な増水でそれが間に合わない場合や急激な天候の悪化によっては、外部への避難が困難になる場合もありますので、そのような場合に備え、同一敷地内の他施設への避難や2階以上への垂直避難も考慮して浸水災害対策を推進します。

例2（敷地内の地形により建物の一部に浸水することを想定して対策を推進する場合）

本施設は、敷地内に高低差があり、南側は低く浸水のおそれがあります。

そのため、施設外の避難場所へ早めに避難することを基本としますが、それが間に合わない場合や急激な天候の悪化によっては外部への避難が困難になる場合もあります。

そのような場合には、北側は（2階以上は）相対的に安全であるため、北側に避難することを基本に浸水災害対策を推進します。

例3（道路等との位置関係により浸水を想定して対策を推進する場合）

本施設は、東側に道路があります。大雨時はこの道路が川状になるため、東側から水が敷地内や建物内へ流入するおそれがあります。

そのため、施設外の避難場所へ早めに避難することを基本としますが、それが間に合わない場合や急激な天候の悪化によっては外部への避難が困難になる場合もあります。

そのような場合には、西側は（2階以上は）相対的に安全度が高い状況にありますので、西側に避難することを基本に浸水災害対策を推進します。

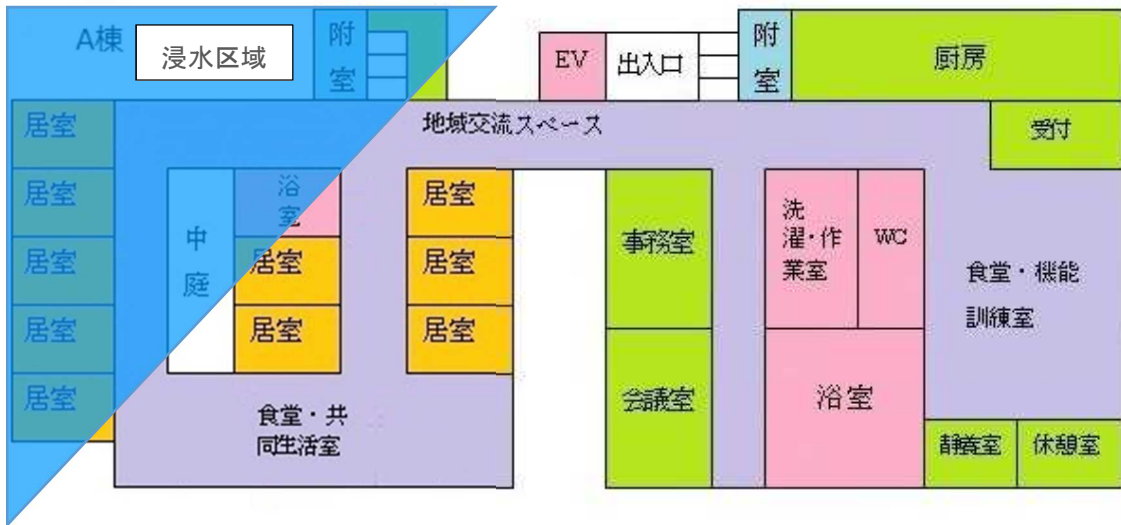
ここでは施設における「対策の基本的な考え方」を記載します。

県としては、土砂災害と浸水被害の両方の発生を想定し、(1)で土砂災害の発生を想定した基本的な考え方を、(2)で浸水被害の発生を想定した基本的な考え方を記載しました。

また、(1)も(2)も、対策の基本は安全な場所への早期の避難を第一とし、その上で、近隣河川の水位の急激な上昇や風雨の急激な悪化で、入所者の外部避難が間に合わない場合や外部避難が困難な場合を想定して、垂直避難を次善の策としました。

施設が、河川や傾斜地から遠く、台地上の平坦な場所に立地する場合など、施設個々の状況に差異がありますので、施設の状況にあった「対策の基本的な考え方」を検討し、記載してください。

□ 施設の被災イメージ図（注. 土砂災害や浸水の状況を視覚化する図を添付）



職員に対し、施設の被災イメージや対策の基本的な考え方を分かり易く伝えるため、被災イメージを視覚化した図を添付します。

ここでは、施設の一部が被災するイメージ図を掲載しました。

個々の施設において、職員や利用者（家族）などに施設の被災イメージや対策の基本的な考え方を分かり易く伝えられる図を掲載してください。

2 風水害対策委員会

本施設においては、施設長（管理者）以下全職員で組織される風水害対策委員会を設置して、土砂災害や浸水被害を予防する対策、被災しても被害を少なくする対策を検討・実施します。

また、被災のおそれが高まった場合や被災した場合には、同委員会の組織・命令系統で具体的な対応に取り組みます。

第4 平常時の対策

1 建物内点検の実施

(1) 定期的な施設の安全確認

大量の降雨時には、建物の老朽化などにより、建材のつなぎ目や壁のヒビなどから雨水が侵入することや雨漏りが発生することが想定されることから、これらによる電気系統の破損などにより、利用者の安全で快適な生活に影響が及ぼされることのないよう、定期的に施設の安全点検を実施します。

(2) 事務機器や家具等の固定

建物内に浸水があった場合、1階部分の机や書棚、ロッカー等の事務機器や家具などが倒れ、浮いて流されるおそれがあることから、地震対策も兼ね、これらが2次被害を引き起こさないよう、金具等で固定するなど転倒防止や浮き上がり防止の措置を行います。

(3) 窓ガラス等の飛散対策

大雨強風時や竜巻の発生時には、窓ガラス等が割れ飛散し、利用者が怪我をすることがあることから、強化ガラスや網ガラスの使用、あるいはそれらへの交換、飛散防止フィルムを活用等でその予防を図ります。

(4) 屋外の構造物の安全確認

本施設の屋外には、物置や樹木（老木）、植木鉢、〇〇など、多数の倒壊危険物、飛散危険物があり、大雨強風時には、それらが倒れ飛散するおそれがあることから、定期的な点検を行い、物置を固定するほか、老木を除却するなど、利用者の安全を確保する取組を行います。

また、植木鉢等は、台風などが接近し風雨が強まる前に屋内に収納します。

高齢者施設の利用者には自力避難の困難な方が多いので、被害が発生しないよう、また発生しても出来るだけ被害が生じないよう、事前に対策を講じておくことが重要です。

そのために行う具体的な取組を記載します。

なお、ここに次の事項を加えて、地震災害や火災対策計画と共通のものとすることも可能です。

- ・ 建物の耐震性や耐火性の確認、建物や基礎の痛み具合、防火扉の確認など
- ・ 火器使用設備、火器使用器具の固定及び安全性、耐震性の確認など
- ・ 火器使用器具の周囲の安全性の確認など

2 防災設備等の設置と点検の実施

(1) 情報伝達設備の設置と点検（訓練）

被災のおそれがある際や被災時の情報伝達に対応するため、館内放送装置（システム）や職員への一斉連絡メールシステムを備えます。

また、これらの稼働を確認するとともに、職員の利用習熟を図るため、年2回以上、作動点検（兼操作訓練）を実施します。

(2) 自家発電機などの用意と点検（訓練）の実施

被災時の停電に備えて、太陽光発電と蓄電池を設置するほか、定期点検を実施します。

また、携帯用自家発電機を備え、年2回以上、その点検（兼訓練）を実施します。

なお、その保管場所は〇〇〇とします。

本文では、装置として太陽光発電と蓄電池を記載しましたが、他に自家発電装置や燃料電池、小型風力発電なども考えられます。

また、一般的にそれらによる発電量では施設全体を賄うことはできないほか、避難先で必要な機器を使えないことなども想定されることから、持ち運びが可能な携帯用自家発電機の備え付けを計画に位置付けます。なお、その保管場所は、浸水のおそれが少ない場所の倉庫などとします。

(3) 携帯ラジオの備え付け

風速や雨量、近隣河川の水位、警報や注意報の発令状況、施設周辺の通行止め情報等の取得には、備え付けのテレビや防災放送・サイレン、防災無線などを活用しますが、それらは浸水などで電源を喪失した場合使用できなくなるので、そのような際でも使用可能な携帯ラジオを備え付けます。

なお、職員個々の携帯電話も防災メールが配信される設定にしておきます。

(4) 土のうや止水板の用意

施設への浸水が避けられない場合、少しでも浸水を防ぎ、または遅らせるため、普段から土のう（又は止水板など）を用意します。

また、その保管場所は〇〇〇とします。

土のうや止水板の保管場所は、利用する玄関や通用口に近い倉庫などとします。
 なお、漏電火災に備え、ここに、消火設備や消火機器の適正な管理や点検を記載することも考えられます。

(5) 水や食料、医薬品などの備蓄と状況の点検

水害に限らず、面的な災害が発生した場合には、施設の孤立や交通網の被災により、水や食料などの確保が出来なくなるほかライフラインが停止するおそれがあるため、平常時から水や食料、医薬品、衛生用品、介護用品、防水・保温用品などを備蓄しておきます。

その備蓄量は次の表とおりとします。

また、その残量や使用期限、消費期限が適正かなどについて確認するため、年1回、点検を実施します。

□ 食料品等の備蓄量

種 類		数 量
食料品	利用者用	定員〇〇人×3日分
	職員用	職員数〇〇人（又は職員の一定割合）×3日分
飲料水		一人3L×（定員〇〇+職員数）人×3日分
医療品、衛生用品		定員〇〇人×3日分
介護用品		定員〇〇人×3日分
防水・保温用品		〇〇人分

上の表で備蓄量を3日分としたのは、地震災害対策計画と整合を図ることを前提とし、大規模災害が発生した際の備蓄について3日分以上が推奨されていることを踏まえたものです。施設の立地条件によっては、これ以上の備蓄が望ましいこともありますので、当該期間は、個々の状況で決めてください。

□ 備蓄品一覧（イメージ）

◇ 食料品

品名	数量	保管場所	保管責任者
飲料水	1日1人〇〇L		
無洗米	〇〇kg		
缶詰	…		
経管栄養食	…		
栄養ドリンク			
高カロリー食			
高血圧対応食			
糖尿病対応食			

アレルギー対応食			
栄養ドリンク			
△△△△			
△△△△			

◇ 医療品・看護用品・介護用品・衛生用品

品名	数量	保管場所	保管責任者
消毒薬、滅菌ガーゼ	〇〇個		
脱脂綿	〇〇箱		
絆創膏	…		
包帯	…		
マスク			
おむつ			
尿取りパッド			
女性用下着、生理用品			
三角巾			
簡易トイレ			
□□□□			
□□□□			

◇ 日用品

品名	数量	保管場所	保管責任者
毛布、タオル	〇〇枚		
食器セット	〇〇個		
炊き出し用品	…		
ティッシュ	…		
ウェットティッシュ			
トイレットペーパー			
軍手	『避難の確保を図るための施設の整備』を追加		
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			

※追記箇所は破線で囲っています(以後同じ)。

◇ 情報収集・伝達、避難誘導資器材

品名	数量	保管場所	保管責任者
テレビ	〇〇台		
ラジオ	〇〇台		
タブレット	…		
ファックス	…		
携帯電話 (充電器含む)			
〇〇〇〇			

この表は、地震対策の備蓄一覧と共通にします。また、備蓄品の保管場所を必ず記載してください。

なお、この表の記載内容はイメージであり、各施設における経験から必要と考える物を記載してください。

参考までに、例（考え方）を示すと次のとおりです。

【食料品】

レトルトや缶詰、水を加えれば食べられる乾燥食材など、調理が不要な保存食料（利用者の身体的特性に応じたキザミ食、ソフト食、ペースト食なども備蓄に努めます。）

【飲料水】

ペットボトルの飲料水になります。飲料水の量は表のとおりですが、清拭や洗濯に大量の水を使用することになりますので、地下水等を利用ができない場合は、それらを踏まえた備蓄あるいは対策を行う必要があります。

【医療品】

外傷や捻挫、腹痛、下痢、頭痛などの薬のほか、利用者個々の容態に備えた医薬品が想定されます。

利用者個々の薬は備蓄が難しいので、避難の際にすぐ持ち出せるようにしておきます。

【衛生用品】

断水や停電で、水洗トイレが使用できない事態や洗濯・入浴ができない事態になると、衛生上、重大な事態になります。備蓄する物としては、ティッシュやウエットティッシュ、タオル類、シーツ、マスク、消毒用品、ポータブルトイレなどの衛生用品が考えられます。

【介護用品】

改めて被災時に備えた介護用品を揃えておく必要は必ずしもありませんが、常時、余裕をもって定員×3日分以上の介護用品を用意しておくようにします。

【防水・保温用品】

自施設以外への避難の場合、移動や移動車両への乗降の際に、利用者が雨に濡れぬれることや季節によっては寒さを感じる事が想定されます。そのため、防水・保温（防寒）用品を一定数用意することが必要です。

3 避難場所

例1（土砂災害や崖崩れによる被災が想定される場合）

本施設は、豪雨時に近隣の〇〇川で土石流などによる被災が想定されます。（豪雨時には、本施設の敷地北側の崖（急傾斜地）で崖崩れの発生が想定されます。）

土石流が発生するおそれがある場合の避難場所は、福祉避難所である（姉妹施設である、協力関係にある）〇〇〇〇とします。

なお、気象条件や避難経路上の不都合等により〇〇〇〇への避難が困難あるいは危険と判断される場合は、より強固な造りとなっている同一敷地内の〇〇〇〇（2階の〇〇〇と3階の〇〇〇）を避難先とし、入所者を避難させます。

例2（浸水災害による被災が想定される場合）

本施設は、近隣を流れる〇〇川や〇〇川（同河川に流入する小河川や用水路）の氾濫により浸水災害を被災するおそれがあります。

土石流が発生するおそれがある場合の避難場所は、福祉避難所である（姉妹施設である、協力関係にある）〇〇〇〇とします。

なお、気象条件や避難経路上の不都合等により〇〇〇〇への避難が困難な場合は、敷地内の〇〇〇〇に避難します。（2階の〇〇〇と3階の〇〇〇を避難先とし、入所者を避難させます。）

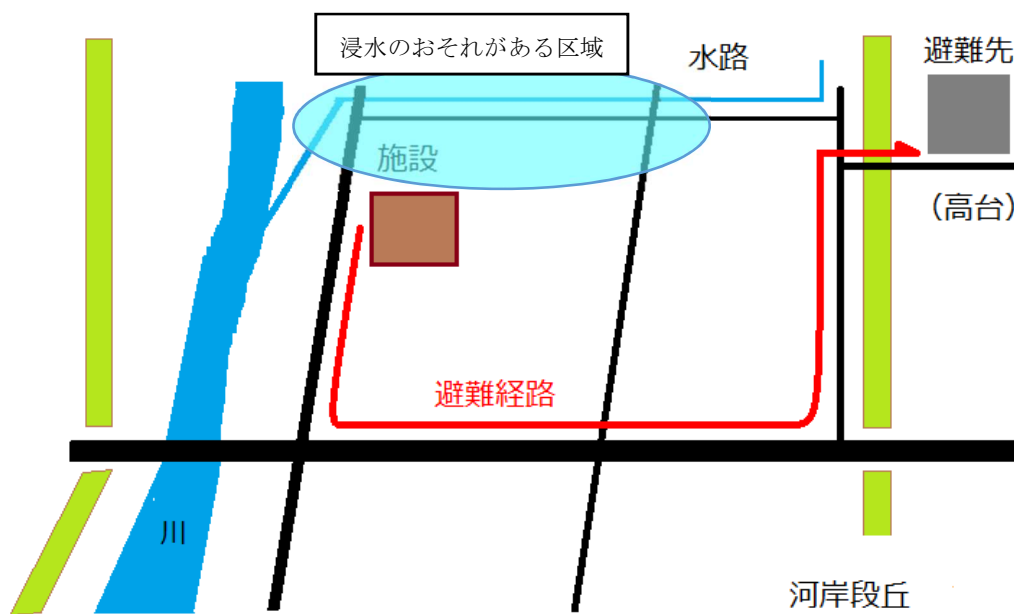
4 避難経路

(1) ○○（施設外の避難場所）へ避難する経路

○○○○への避難経路は、次の図のとおりとします。所要時間は、送迎車を利用して（歩いて）おおむね○分です。

ただし、多くの医療行為を必要とする利用者や利用者が高度な医療を必要とする事態が発生した場合は、救急車の出動を要請し、医療機関など当該利用者にとって最も適切な場所へ避難させます。

□ ○○（避難場所）までの避難経路



他施設への避難経路を設定する際には、アンダーパスや地下道など冠水のおそれがある箇所、橋梁など洪水で破損・流失のおそれがある箇所を避けるようにします。

(2) ○○（施設敷地内）へ避難する経路

○○○○への避難が困難な場合に、○○○○への避難する経路は、次の図のとおりとします。

1階南側の職員通用口を活用し、最短ルートで利用者を避難させます。

□ ○○（施設名）までの避難経路



5 避難方法

(1) ○○（施設外の避難場所）へ避難する場合の避難方法

本施設内での移動は、利用者の容態に合わせ次の方法とし、避難支援班が利用者を玄関前のロビーに集合させます。

・徒歩 ・車いす ・ストレッチャー

本施設から○○への避難には、本施設の送迎車○台のほか、○○（施設名）と○○（施設名）の送迎車○台を利用します。送迎車の運転は避難支援班が行います。

また、緊急性に応じ、○○○○（近隣の施設や事業所、行政、警察など）にも車両の派遣を依頼するほか、多くの医療行為を必要とする利用者や利用者が高度な医療を必要とする事態が発生した場合は、救急車の出動を要請し、医療機関など当該利用者にとって最も適切な場所へ避難させます。

(2) ○○（施設敷地内）へ避難する場合の避難方法

○○（施設名）への避難でなく、○○への避難となった場合の避難方法は、利用者の容態に合わせ次のとおりとします。

・徒歩 ・車いす ・ストレッチャー

また、必要に応じ、背負い搬送を行います。

避難先と屋内通路で繋がっている場合には、移動手段として「ベッドのまま」も想定されます。

(3) ○階へ避難する場合の避難方法

○○（施設名）への避難でなく、本施設内の○階への避難となった場合は、利用者の容態に合わせ次のとおりとします。

・徒歩 ・車いす ・ベッドのまま

○階への移動手段はエレベーターを基本としますが、必要に応じ階段も利用し、その際は背負い搬送を行います。

6 避難方法の周知

本施設の利用者は要介護度や認知力が多様であるため、利用者の負担が少しでも少なく、また、少しでも円滑に避難ができるよう、避難する方法で居室のネームプレートを色分けして、職員が最も適切な方法で利用者を避難させられるようにします。

□ ネームプレートの色と避難方法

No.	プレートの色	避難する方法	備考
1	赤	徒歩	
2	青	車いす	
3	黄色	ストレッチャー	
4	緑	ベッド	

これは、利用者の容態にあった方法で間違いなく避難させるための手法の一例を示したものです。施設にとって対応しやすい方法や現在取り組んでいる方法を検討し、記載してください。

7 風水害対策委員会

(1) 風水害対策委員会の設置

本施設における風水害（防災）対策を総合的に推進するため、風水害（災害、防災）対策委員会を設置します。

風水害対策委員会は、地震災害や火災災害対策委員会と同じ構成とすることや災害対策委員会や防災対策委員会というネーミングにして、それらの委員会と一元化することも考えられますが、この作成例では、風水害対策委員会を単独で設置するものとして記載しています。

(2) 風水害対策委員会の構成など

風水害対策委員会は、委員長のほか、〇〇〇〇（役職名）、〇〇〇〇（役職名）、〇〇〇〇（役職名）、〇〇〇〇（役職名）で構成します。

委員長は施設長（管理者）を以てあて、副委員長は〇〇〇〇（役職名）、事務局長は〇〇〇〇（役職名）とします。

風水害対策委員会の事務は、総務班が行います。

(3) 風水害対策委員会の業務

風水害対策委員会の業務は、次のとおりとします。

- ① 利用者の避難に関する事
- ② 風水害対策計画や風水害対応マニュアルの改廃及び見直しに関する事
- ③ 風水害への対策に係る諸規程の改廃及び見直しに関する事
- ④ 建築物及び構築物並びに関係設備の整備等に関する事（風水害対策に係るものに限る。）
- ⑤ 風水害対応訓練（避難訓練）に関する事
- ⑥ 風水害対策に係る職員教育、利用者家族等への普及啓発、地域連携、広報等に関する事
- ⑦ 〇〇〇〇
- ⑧ その他、風水害対策の推進に必要と認められる事

多くの事業所において共通すると思われる事項のみ記載しました。業務は施設の状況に合わせ加除してください。

(4) 風水害対策委員会の開催

風水害対策委員会は、委員長が招集します。

委員会は、年2回、6月と9月に開催します。ただし、委員長が必要と認める時、あるいは特別の事情がある時は、開催時期を変更することができるほか、随時に開催できることとします。

また、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求めることができるものとします。

風水害対策委員会を地震や火災に関する委員会と一体のものとして、同時開催することも考えられます。その場合は、それらとの整合を図り、開催回数や開催時期を定めてください。

本文では風水害対策委員会の開催時期を6月と9月としましたが、これは梅雨と台風の季節を念頭に職員の意識強化を図るため当該時期としたものです。雪害など他の風水害が想定される施設においては、自らの施設に適切な時期を設定してください。

(5) 業務班の設置（役割分担）

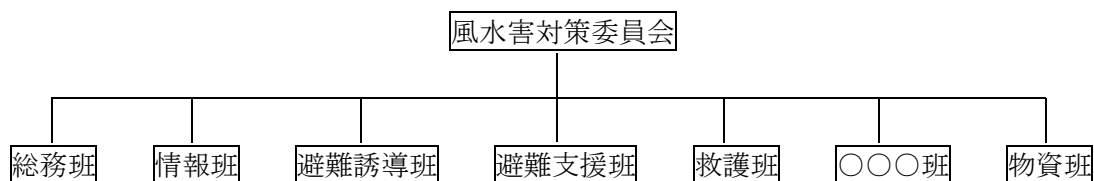
風水害対策委員会の下に業務班を置きます。

業務班は、総務班、情報班、避難誘導班、避難支援班、救護班、〇〇班、物資班とし、〇〇（役職名）を班長とします。

業務班の呼称は、できるだけ業務内容を分かり易く表すものとしてください。

ここでは、多くの事業所において共通すると思われる班のみ記載しました。施設の状況に合わせ加除してください。

また、班は、班の数や構成は、できるだけ施設の組織と整合させてください。



【各班の役割】

班名	班長（役職名） 担当組織、人数	役割分担
総務班	事務長 総務課 ○人	・風水害対策委員会の運営と庶務、入所者リストの作成 ・他の業務班との連絡調整（館内放送） ・事業所内外の安全確認など

情報班	相談員 〇〇課 〇人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と委員長への報告 ・消防や警察、行政、団体との連絡調整 ・近隣の社会福祉施設との調整
避難誘導班	介護主任 介護2階 10人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所及び避難経路の安全確保 ・避難実施の際に妨げとなる家具等の撤去 ・避難者の誘導
避難支援班	ケアマネ 介護1階 10人	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難支援 ・必要な介護機器の移動
救護班	看護主任 看護課 3人	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護及び応急措置 ・医療機関との連絡調整 ・常備薬の準備と管理、持ち出し
〇〇〇班	〇〇〇〇 〇〇課 〇人	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 <p>(注. 班の構成は施設の状況に合わせ加除してください。)</p>
物資班	事務次長 総務課 〇人	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の非常用持ち出しセット、利用者の非常用持ち出しセット、非常時の食料、飲料水、介護用品、寝具等の備蓄及び持ち出し

風水害に対応し、かつ事前に備える上で必要と思われる業務をグループ分けします。この表は例示です。事業所の状況に合わせ追加してください。

業務班と役割は、事業所における通常業務と整合するようになしてください。

非常時の業務量に応じた適切な人員構成としてください。

班の構成や配置人数は、避難訓練の実施により検証し、より適切なものに見直してください。

なお、業務班は、できるだけ地震や火災への対応と同じ構成にした方が良いと思われます。

提出不要（または、個人情報を消してください）

8 災害時の人員体制

「7 風水害対策委員会」の「(5)業務班の設置（役割分担）」をより詳細にした「職員参集計画及び役割分担」を作成し、全職員に配布することで役割分担の周知と風水害発生時などの円滑な対応を図ります。

【職員参集計画及び役割分担の様式】

班 名	業務内容	班長 (責任者)	昼間担当者	夜間担当者 (参集者) (参集方法)
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の業務班との連絡調整 ・ 館内放送 ・ 事業所内外の安全確認 ・ ○○○○ 	○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法) ○○○○ (参集方法)
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビやラジオによる情報収集と委員長への報告 ・ 市町役場からの情報収集と委員長への報告 ・ 消防関係からの情報収集と委員長への報告 ・ 近隣の社会福祉施設との調整 	○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法) ○○○○ (参集方法)
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所及び避難経路の安全確保（障害物の撤去等） ・ 避難者の誘導 ・ 施設内点検や浸水予防措置の実施 	○○○○	○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法) ○○○○ (参集方法)
避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の避難 ・ ○○の○○への移動 ・ 避難終了の確認（入所者、職員の点呼など） 	○○○○	○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法) ○○○○ (参集方法)
救護班 (2班編成も検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護及び応急措置 ・ 医療機関との連絡調整 	○○○○	○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法)
○○○班	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○ ・ ○○○○ 	○○○○	○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法)
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護、介護記録等重要書類の搬出 ・ 非常食料、飲料水搬出 ・ 介護用品の搬出 	○○○○	○○○○ ○○○○	○○○○ (参集方法)

【昼間】

勤務シフトのある介護職などの場合、誰が担当者になるかを完全に定めることは難しいとも思われますが、被災のおそれがある場合には必ず出勤し対応する班長（責任者）を定め、被災時に適切に対応できる体制を整えます。

【夜間】

職員の住所や参集手段、参集ルートを考慮し、風水害が発生した場合、速やかに施設へ駆けつけることのできる職員は「誰で」「何人いるか」、また、台風の最接近が深夜等になると想定される際に、帰宅せず施設で待機できる職員は「誰で」「何人いるか」などを考慮し、被災のおそれが高まった際の利用者の避難や被災時の初動期における役割分担を定めておきます。

9 災害時の指揮系統

被災のおそれが高まった場合や被災時は、風水害対策委員会の委員長（施設長、管理者）が責任者となり対策に取り組みます。

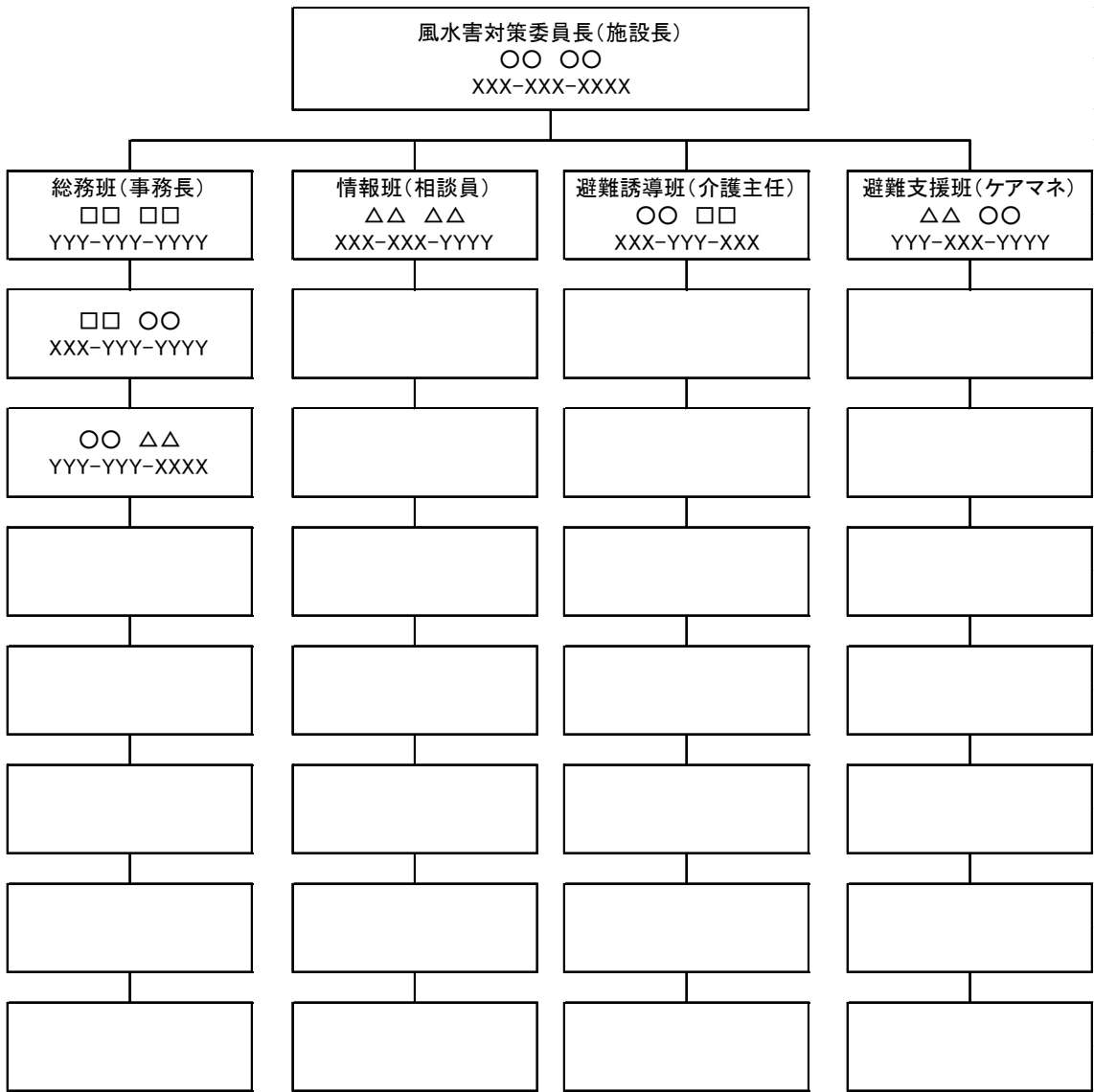
- ・ 委員長は、災害対策業務を総括します。
- ・ 総務班の班長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代理します。
- ・ 各班の班長は、委員会での決定あるいは委員長の指揮に従い、各班の活動を統括して対策に取り組みます。
- ・ 各班員は、班長の指揮に従い災害対策に取り組みます。

提出不要（または、個人情報をご削除ください）

10 災害時の緊急連絡網の整備

風水害発生時に備え、職員個々の同意を得た上で、全職員の連絡先が記載されるとともに、情報伝達の経路が定められた緊急連絡網を作成し、全職員が常時携帯します。

□ 緊急連絡網（イメージ）



緊急連絡網は、火災対策や地震対策のため、既に多くの施設において作成されています。それらとの整合を図り、各施設において活用しやすい連絡網を作成してください。

提出不要（または、個人情報を消してください）

11 緊急時連絡先一覧の作成

災害時等において連絡が必要となる関係機関等を記載した緊急時連絡先一覧を整備し、施設内の事務室、各階の介護・看護ステーションなど、職員誰もが確認できる場所に掲示します。

緊急時連絡先一覧（イメージ）

No.	分類	緊急時連絡先	電話番号
1	消防	〇〇消防署	×××-×××-××××
2	警察	〇〇警察署	
3	行政	〇〇市（町）〇〇課	
4		〇〇市（町）〇〇課	
5	医療機関	〇〇病院	
6		〇〇クリニック	
7	電気	〇〇電力〇〇支店	
8		〇〇工務店	
9	ガス	〇〇ガス〇〇支店	
10		〇〇工務店	
11	水道	〇〇市（町）水道局	
12	自治会	〇〇〇〇氏	
13	民生委員・児童委員	〇〇〇〇氏	
14	近隣住民	〇〇〇〇氏	
15		〇〇〇〇氏	
16	近隣の介護事業所	特養〇〇	
17		老健〇〇	
18	ボランティア	〇〇〇〇氏	
19		〇〇〇〇氏	

緊急連絡先は個々の事業所の事情によって異なりますが、想定されるのは、消防、警察、市町の所管課や災害担当課、地域の中核的医療機関、協力医療機関、電気・ガス・水道などの事業者、電気設備等の工務店、町内会役員、民生委員・児童委員、応援を頼める近隣の介護事業所、近隣のボランティア団体などです。

緊急連絡先は、同時被災の恐れが低いと思われ、かつ見やすい複数の箇所に掲示します。

12 利用者家族等への連絡体制の整備

被災状況によっては、利用者の家族に連絡することや利用者の家族に介護を依頼することも想定されます。そのため、事前に家族と連絡方法を取り決めておくほか、利用者の引き取りについても入所時に説明しておきます。

また、それを利用者台帳（利用者一覧）として管理・保存し、緊急時には介護主任（ユニットリーダー）以上が閲覧できるようにしておきます。

各施設においては、利用者台帳（利用者一覧）を作成しています。これには、利用者の自宅や家族、キーパーソン、成年後見人、保証人、署名代理人、身元引受人、かかりつけ医などの住所や連絡先・連絡方法などの情報が記載されています。これを管理・保存（常時、最新情報に更新する。）し、かつ、プライバシーにも配慮して、緊急時には一定以上の職責の職員であれば閲覧可能とすることで、家族等へ連絡する体制を確立します。

広域で被災した場合、交通や通信手段が切断され、利用者の家族と連絡が取れないことも想定されます。

そのため、災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板など、事業所と家族で直接連絡が取れなくなった際の連絡方法を定めておくことも有効です。

13 関係機関（自治体、関係団体等）との連携体制

自治体や関係機関などの連絡先や連絡方法は、「11 緊急時連絡先一覧の作成」のとおり緊急連絡先として事業所内の目立つところに掲示しますが、よりの確な救援や支援を受けるため、〇〇〇〇や〇〇〇〇などを通して、平常時から、消防や警察、市（町）、関係団体等に、本施設の状況を理解してもらうなどして、連携関係を構築・強化します。

災害に関する情報や支援物資は、市町の災害対策本部や消防、警察、関係団体に集まります。

また、大規模な水害の場合ボランティア本部も立ち上がり、そこに各地からの支援ボランティアが集まります。

被災した際には、行政や消防、警察、関係団体、社会福祉協議会などから専門家やボランティアの派遣、水や食料などの供給を受けることとなりますが、日常から施設の事を理解してもらった方が円滑な支援に繋がるので、「理事や評議員としての参加や各種委員会への参加など」施設が実際に行う行政などとの連携のための取り組みを記載します。

14 地域との交流を通じた連携

利用者の避難や浸水状態・孤立状態が一定期間継続するような際や復旧活動の際には、地域の方々の支援が何よりも重要であることから、自治会に加入し、地域のお祭りやバザーなどの行事に積極的に参加するほか、地域の行事を施設に受け入れることとします。

このような地域との交流を通して、近隣住民や地元の自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員などとの連携を強めます。

加えて、日頃から医療機関、他の高齢者施設などとの連携も図り、緊急時の協力体制を確立します。

なお、これらは、緊急時連絡先一覧（「11 緊急時連絡先一覧の作成」参照）として整備し、施設内の事務室、各階の介護・看護ステーションなど、職員誰もが確認できる場所に掲示します。

15 風水害に係る研修の実施

職員及び利用者を対象に、風水害に係る基礎知識や職員としての心構えなど、風水害対策研修（教育）を年1回実施します。

風水害対策研修は、地震災害や火災などの対策研修と一体のものとして実施することも考えられます。

16 風水害対応訓練の実施

利用者を、避難先である〇〇〇へ安全に移動させられるよう、また、負傷者への応急手当等を確実に実施できるよう、更には、職員個々が定められた役割を確実に実施し被害を最小限に留められるよう、近隣住民や消防などの協力を得て、水害災害（土砂災害、浸水被害）を想定した防災訓練を年2回以上実施します。うち1回は夜間の被災を想定したものとします。

このような訓練で得られた経験を風水害対策委員会で検証し、より良い風水害対策計画にするための見直しにつなげます。

訓練としては、利用者の避難訓練、誘導訓練、関係機関からの情報収集訓練、職員への緊急連絡訓練などが考えられます。

昼間だけでなく夜間を想定した訓練も重要です。

また、実際の災害を想定し、可能な限り、地域の方々や消防・警察などに協力・参加してもらうことが必要です。

第5 被災のおそれがある場合の対応

1 情報の収集・伝達

風水害対策委員会の委員長は、大型台風の接近など、風水害により被災するおそれがある場合には、情報班の班長に対し、大雨や洪水に係る情報の収集を指示します。

情報班は、指示に基づき、次の情報を収集します。

- ・ 大雨洪水注意報・警報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報
- ・ 近隣の河川の水位（水防団待機水位、**『情報収集・伝達』を追加**危険水位）及び氾濫情報
- ・ 高齢者等避難、避難指示情報

収集した情報は、館内放送や掲示板等を用いて、施設内関係者で共有する。

2 災害に関する情報の入手方法

1に記載した情報は、次の機関などから入手します。

- ・ 宇都宮地方気象台（ホームページ）
- ・ 日本気象協会（ホームページ、テレビ、ラジオ）
- ・ 栃木県庁**危機管理課（栃木県防災メール（登録制））**
- ・ 栃木県庁**とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報（ホームページ）**
- ・ 栃木県庁**とちぎ土砂災害警戒情報システム（ホームページ）**
- ・ 鹿沼市役所（**災害情報メール（登録制）、防災情報アプリ（@インフォカナル）、広報巡回車、防災放送、防災無線、サイレン、ケーブルテレビ**）
- ・ 国土交通省**防災情報提供センターリアルタイム雨量河川情報（ホームページ）**
- ・ 国土交通省**リアルタイム川の防災情報（ホームページ）**

3 施設周辺の点検

委員長は、風雨の強まりを受け、総務班の班長に対し、施設周辺の崖や水路などの状況把握を指示し、総務班は、指示に基づき、施設周辺の崖や水路などの状況把握を行います。ただし、氾濫のおそれがある河川等には近づきません。

また、避難誘導班の班長に対し、避難場所や避難経路の安全確保を指示し、避難誘導班は、指示に基づき、避難場所や避難経路の安全確認や確保を行います。

4 職員の招集・参集

委員長は、情報班から得られた情報や総務班から得られた施設周辺の情報を元に、必要に応じ、総務班の班長に対し、「職員参集計画及び役割分担」に基づき、職員の招集を指示します。

「職員参集計画及び役割分担」に基づき、各職員は（輪番制で緊急出勤要員とされている職員は）、出勤します。

5 土のうや止水板の設置

委員長は、避難支援班の班長に対し、窓を確実に閉鎖するとともに、窓ガラスなどの飛

散防止措置をとるよう指示します。

避難支援班は、窓を閉鎖するとともに、窓ガラスなどの飛散防止措置を行います。

また、委員長は、避難誘導班の班長に対し、玄関と通用口へ土のうと止水板の設置を指示します。

避難誘導班は、玄関と通用口へ土のうと止水板を設置します。

6 避難準備の決定

委員長は、情報班から得られた情報や総務班から得られた施設周辺の情報などから、避難準備の開始を決定し、職員に避難準備の開始を命じます。

各職員は、避難の開始に向け、利用者の移動準備や物品の持ち出し準備、避難誘導に向けた準備、避難に使う送迎車の玄関前横付けなどを開始します。

避難先が同法人の姉妹施設や他法人の施設、市町の定める避難所などである場合、この段階で受入要請を行うことも記載します。

7 避難の決定

委員長は、高齢者等避難や避難指示が出された場合には、速やかに避難を決定します。

また、それらが出される以前であっても、情報班から得られた気象情報などや総務班から得られた施設周辺の情報などから、避難の開始を決定し、職員に避難を指示します。

8 避難を開始する時期、判断基準

避難を開始する時期、判断基準は次のとおりとします。

『防災体制』を追加

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 【洪水】 ・大雨警報・洪水注意報発表 ・黒川氾濫注意情報発表 ・黒川の観測所で氾濫注意水位(府中橋【3.7m】・東雲橋【2.5m】)に達したとき 【土砂】 ・大雨注意報発表 等	注意体制	洪水予報等の情報収集	情報班
以下のいずれかに該当する場合 【共通】 ・高齢者等避難の発令(警戒レベル3) 【洪水】 ・洪水警報発表 ・黒川氾濫警戒情報発表 ・黒川の観測所で避難判断水位(府中橋【5.2m】・東雲橋【4.5m】)に達する恐れがあるとき 【土砂】 ・大雨警報(土砂災害)発表 ・「土砂キキクル(警報の危険度分布)」において、警戒レベル3相当「警戒」(赤)、または「とちぎ土砂災害警戒情報」において、レベル3(非常に危険な状況)になった場合 等	警戒体制	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報班 避難誘導班 情報班 ●●班 避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 【共通】 ・避難指示の発令(警戒レベル4) 【洪水】 ・黒川氾濫危険情報発表 ・黒川が避難判断水位を超え、観測所で氾濫危険水位(府中橋【5.7m】・東雲橋【5.0m】)に達する恐れがあるとき 【土砂】 ・土砂災害警戒情報発表 ・「土砂キキクル(警報の危険度分布)」において、警戒レベル4相当「非常に危険」(うす紫)、または「とちぎ土砂災害警戒情報」において、レベル4(極めて危険な状況)になった場合 ・土砂災害の前兆現象を確認 ・大雨特別警報(土砂災害)発表 等	非常体制	施設内全体の避難誘導	避難誘導班

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

※例として、黒川の水位を判断基準とする場合を示している。

この判断基準は一例です。各施設において市町の防災計画やハザードマップ、以下の各河川の基準水位を参考に、自らの立地条件をふまえた基準を指定してください。

(参考：洪水浸水想定区域に立地している場合)

河川名	水位観測所		氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
	町名	場所			
黒川	府中町	府中橋	3.70	5.20	5.70
黒川	壬生町	東雲橋	2.50	4.50	5.00
思川	栃木市	保橋	1.80	3.30	4.10
思川	小山市	靉晃橋	3.40	5.80	6.50

※判断水位が設定されていない観測所においても、水位情報（(財)河川情報センターホームページ「川の水位情報」を参考）を確認し、判断材料の一つとしてください。

9 避難の実施

避難先は、福祉避難所である（姉妹施設である、協力関係にある）〇〇〇〇ですが、気象条件や避難経路上の不都合により〇〇〇〇への避難が困難あるいは危険と判断される場合は、本施設より堅固な造りである同一敷地内の〇〇〇〇（より安全性が高い2階の〇〇〇〇と3階の〇〇〇〇）に避難します。

(1) 〇〇〇〇（他施設等）への避難の場合（基本）

① 避難先への連絡

総務班は、避難先に対し、避難の開始を連絡するとともに、利用者の受入について協力を依頼します。

② 関係機関への連絡

市（町）や関係団体などにも避難の実施を連絡するとともに、必要に応じて自治会や近隣住民に応援を依頼します。

③ 避難開始の職員への周知

総務班は、施設内の全職員に対し、〇〇（館内放送など）を利用して、避難の開始を連絡します。

④ 避難体制の見直し

職員自宅の被災あるいは施設へ向かう途上の川の増水などにより、この計画で定められた体制がとれない場合、職員配置等を見直しを行います。

また、自治会や近隣住民に具体的な支援を依頼します。

⑤ 避難開始の利用者への周知

避難支援班は、（各居室を回り）利用者の容態や全員そろっているかなどを確認するとともに、利用者に対して避難の開始を説明します。

⑥ 避難の開始

避難支援班は、手順に従い、利用者の容態に合わせ、予め定められた移動手段（徒歩・車いす、ストレッチャー）により、利用者を玄関前に移動させます。

玄関には、送迎車〇台を用意し、〇〇〇（計画で定められた外部の避難場所）への避難を開始します。

⑦ 避難誘導の開始

避難誘導班は、下表・配置図の誘導ポイントに分散し、避難する利用者や支援する職員の誘導にあたります。

なお、各ポイントに分散した避難誘導班員は、担当するエリアの利用者の避難状況を把握し、全員避難したと判断される段階になったら、残された利用者が居ないか居室やトイレ等の点検を行います。その上で自らも避難します。

【避難誘導班の配置箇所】

配置場所	概要
〇〇〇 1 階	・エレベーター前 ・玄関前（避難用車両への乗車も支援する。） ・〇〇〇（間違えやすい場所、危険性のある場所、避難に手伝いが必要となる場所など）
〇〇〇 2 階	・エレベーター前 ・ホール前 ・〇〇〇（間違えやすい場所、危険性のある場所、避難に手伝いが必要となる場所など）
〇〇〇との渡り廊下	

⑧ 救護活動の開始

救護班は、予め定められた医薬品や衛生用品を用意し、2班に分かれ、避難先及び本施設で、避難する利用者の容態管理や怪我の応急措置にあたります。

避難先での対応は救護班（A）、本施設での対応は救護班（B）とします。（注. 救護班を2班とする場合、風水害対応計画の班編成の際にその旨を明確化しておきます）

⑨ 物資の移動

物資班は、利用者の避難が終了した後、予め定められた手順に従い、送迎車で非常持出品などを避難場所へ移動させます。

避難先が同法人の姉妹施設や他法人の施設、市町の定める避難所などである場合、避難が大がかりになることから、また、避難先で水や食料などが一定程度確保されることから、移動させる物資は厳選します。

近隣住民や姉妹施設から十分な応援が確実に見込める場合、非常持出品も利用者と並行して運び出すことを利用者の避難と同時にする計画にすることも考えられます。

⑩ 利用者数等の確認（避難終了後）

避難支援班は、利用者の避難終了後、避難完了者数を数え、避難できていない利用者がいないか確認した上で、結果を委員長に報告します。

救護班は、負傷者や容態に変化のあった利用者数を確認し、委員長に報告します。

⑪ 利用者家族への連絡（避難終了後）

委員長は、利用者や職員の避難終了や容態を確認した後、各班長（避難支援班を除く。）対し、利用者ごとに利用者一覧に記載された方法で、利用者の家族への連絡するよう指示します。

連絡を命じられた班長は、各班員に対し、誰がどの入所者の関係者に連絡するか具体的に指示し、各班員は、利用者の容態や避難先などを利用者の家族へ連絡します。

(2) ○○○○（他施設等）への避難が困難で、同一敷地内の○○○や本施設の上層階へ避難する場合

① 避難先への連絡（注．同一敷地内の他の施設へ避難する計画の場合のみ記載）

総務班は、避難先に対し、避難の開始を連絡するとともに、利用者の受入について協力を依頼します。

② 避難体制の見直し

職員自宅の被災あるいは施設へ向かう途上の川の増水などにより、この計画で定められた体制がとれない場合、職員配置等を見直しを行います。

また、自治会や近隣住民に支援を依頼します。

③ 避難開始の職員への周知

総務班は、施設内の全職員に対し、○○（館内放送など）を利用して、避難の開始を連絡します。

④ 避難開始の利用者への周知

避難支援班は、（各居室を回り）利用者の容態や全員そろっているかを確認するとともに、利用者に対して避難の開始を説明します。

⑤ 避難の開始

ア ○○○○（同一敷地内の他の施設）へ避難の場合

避難支援班は、手順に従い、利用者の容態に合わせ、予め定められた移動手段（徒歩・車いす、ストレッチャー）により、利用者を○○○（計画で定められた敷地内の他の事業所）への移動を開始します。

イ 本施設の2階（3階）へ避難の場合

避難支援班は、予め定められた移動手段（徒歩・車いす、ベッド）により、利用者の施設内の安全な○○○への移動を開始します。

避難場所は、例えば2階の○○ユニットの共同生活室や3階の食堂、機能訓練室というように、具体的に記載してください。

⑥ 避難誘導の開始

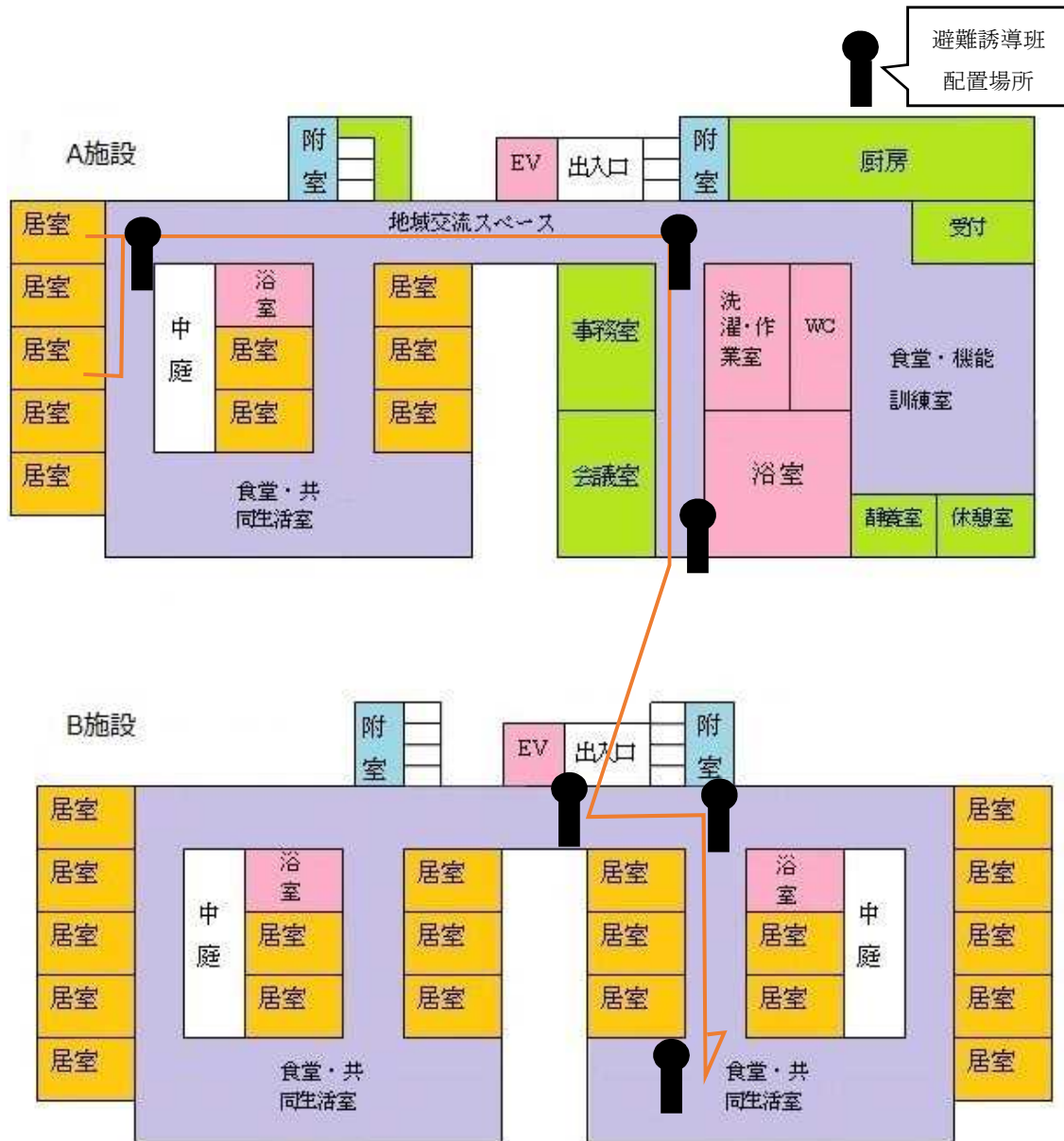
避難誘導班は、予め定められた下表・配置図の誘導ポイントに分散し、避難する利用者や支援する職員の誘導にあたります。

なお、避難誘導班は、利用者の避難が終了したと判断された段階で、残された利用者が居ないか居室やトイレ等の点検を行います。

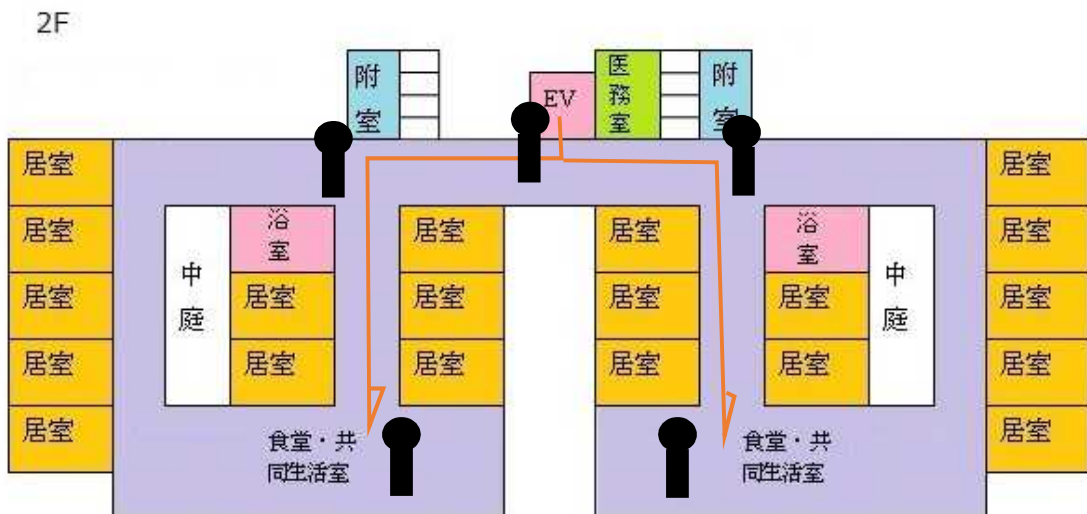
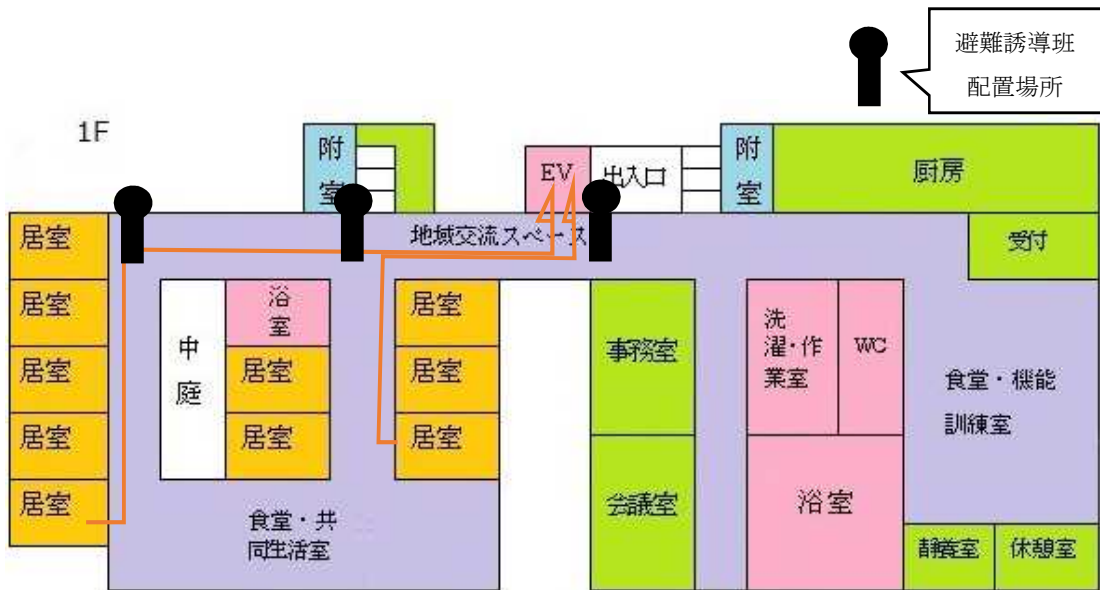
【避難誘導班の配置箇所】

配置場所	概要
〇〇〇1階	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター前 ・玄関前 ・〇〇〇（間違えやすい場所、危険性のある場所、避難に手伝いが必要となる場所など）
〇〇〇2階	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター前 ・ホール前 ・〇〇〇（間違えやすい場所、危険性のある場所、避難に手伝いが必要となる場所など）

ア 配置図（例：〇〇（同一敷地内他施設）へ避難の際の誘導員配置）



イ 配置図（例：2階へ避難の際の誘導員配置）



⑦ 救護活動の開始

救護班は、予め定められた医薬品や衛生用品を用意し、避難する利用者の容態管理や怪我の応急措置にあたります。

⑧ 物資の移動

物資班は、事前に定められた非常持出品や寝具、衣類、水、食料、ベッド、車いすなどを、(〇〇〇〇(避難先施設名)の)2階の〇〇ユニットの共同生活室へ移動させます。

なお、状況に応じ、避難活動を支援します。

⑨ 利用者数等の確認(避難終了後)

避難支援班は、利用者の避難終了後、避難完了者数を数え、避難できていない利用者がないか確認した上で、結果を委員長に報告します。

救護班は、負傷者や容態に変化のあった利用者数を確認し、委員長に報告します。

⑩ 利用者家族への連絡(避難終了後)

委員長は、利用者の避難終了や容態を確認した後、各班長(避難支援班を除く。)に対し、利用者ごとに利用者一覧に記載された方法で、利用者の家族への連絡するよう指示します。

連絡を命じられた班長は、各班員に対し、誰がどの入所者の関係者に連絡するか具体的に指示し、各班員は、利用者の容態や避難先などを利用者の家族へ連絡します。

第6 避難中の対応

避難中の利用者に対しては、全看護職員・介護職員が交代でケアにあたり、水分や栄養の小まめな補給、小まめなトイレ誘導、保温、検温、声かけ、プライバシーに配慮した更衣や排せつ支援などにより、身体的不調の予防や不安感の除去に努めます。

第7 被災後の対応

1 後片付けや点検

(1) 後片付け

浸水が引いた後、施設長（管理者）は、障害物の除去など、被災の後片付けを指示し、職員はそれを行います。

(2) 専門家による建物点検

施設に破損が見られる場合、施設長（管理者）は、専門家による応急危険度の調査や復旧に向けた調査を依頼します。

(3) 設備点検

職員は、電気、ガス、水道等の機能を点検します。

設備に破損等が見られる場合、委員長は、専門家による調査を依頼します。

なお、この場合、専門家による点検・修理が終了するまで、当該設備を起動させません。

2 他施設への利用者受入要請

施設の復旧に一定の時間を要し、適切な介護サービスを提供できないと判断される場合、施設長（管理者）は、県や市（町）、関係団体（具体的な名称を記載）、利用者の家族等の理解と協力を得て、利用者を他の施設へ移送させ、施設が復旧するまでの間のサービス提供を依頼します。

この作成例では、職員の行動を時系列に記載する形で対応マニュアルを作成しましたが、他に、班ごとに行動を記載する方法やフローチャートで表現する方法、行動順にチェックリストの形にしてまとめる方法もあります。各施設において使いやすい形式を採用してください。